

仕 様 書

1. 概要

- (1) 対象建物 堺市クリーンセンター東工場（以下「東工場」とする。）
堺市立のびやか健康館（以下「のびやか健康館」とする。）
- (2) 需要場所 堺市東区石原町1丁102番地（東工場）
堺市北区金岡町2760番1（のびやか健康館）
- (3) 業種および用途 廃棄物処理施設、スポーツ施設
- (4) 現電力契約業者 関西電力株式会社

2. 仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- ア 電気方式 交流3相3線式
- イ 標準電圧 70,000V
- ウ 計量電圧 70,000V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 2回線受電
- カ 発電設備 別紙1のとおり

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 契約電力 別紙1のとおり
- イ 予定使用電力量 別紙1のとおり

（令和3年10月1日午前0時00分から令和4年9月30日午後12時00分
までの使用料見込み）

(a) 各月の電力使用実績（最大需要電力、使用電力量） 別紙2のとおり

(b) 各月の電力使用計画および季節の電力使用計画（最大需要電力、使用電力量）
別紙3のとおり

(c) 使用電力量は、東工場の運転状況（事故等含む）により予定使用量を上回る又は下
回ることがある。また、東工場の運転状況（事故等含む）により電力使用計画が無
い月でも使用することや反対に電力使用計画がある月でも使用しないことがある。

(3) 契約使用期間

令和3年10月1日午前0時00分から令和4年9月30日午後12時00分まで

(4) 需給地点

東工場の特高受電室内の70,000ボルト地中電線路立上り電らん終端箱（2ヶ所）
とする。

(5) 電気工作物の財産責任分界点

需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

(6) 保安上の財産責任分界点と同じ

電気工作物に財産責任分界点と同じ

(7) 検針日および計量

検針日は毎月1日とする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

(8) 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日の0時から当該月の検針日の前日の24時までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規程によるものとする。

(12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める約款によるものとする。

(13) データの提出

ア 供給者は、当該月の代金を請求するとともに、内訳書明細データ（契約種別ごとの電力量料金、使用電力量等）を提出すること内訳書明細データの様式は発注者との協議により決定すること。

イ 供給者は、当該月の翌月に、30分デマンドデータを提出すること。30分デマンドデータの様式は発注者との協議により決定すること。

(14) 東工場とのびやか健康館の電気系統のつながりは別紙4のとおりである。

(15) その他

この仕様書に定めなき事項については、双方の協議によりこれを定めるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。